

公有水面埋立法

1. 案内情報

- 手続名 : 公有水面埋立竣功認可
手続根拠 : 公有水面埋立法第 22 条
手続対象者 : 公有水面を埋立免許を受けた者
提出時期 : 埋立工事の竣功後遅滞なく
提出方法 : 竣功認可申請書を作成し、当該公有水面を所管する都道府県知事又は港湾管理者に提出してください。
手数料 : なし
添付書類・部数 : 公有水面埋立法施行規則第 11 条で規定する図面部数については、提出先にお問い合わせ下さい。
申請書様式 : 竣功認可申請書
記載要領・記載例 : 公有水面埋立法施行規則別記様式第六による。
なお個別詳細な要領等については、都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
受付時間 : 同上
相談窓口 : 同上

3. 手続情報

- 審査基準 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
標準処理機関 : 同上
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)